

事務事業のすり合わせ結果をお知らせします

広報うすだ6月号に引き続き、5月7日に開催された第8回任意合併協議会で承認された214項目のうち、主なものをお知らせします。また、「協議会だより」にも掲載されていますので、併せてご覧ください。

なお、承認された項目は、任意合併協議会事務局（佐久市役所）と役場企画調整課で閲覧できますので、お気軽にお出かけください。

市町村合併を 考えよう！

No. 20

第8回任意合併協議会承認項目（抜粋）

調 整 前		調整案	調整案の詳細
事業名称	問題点		
消防団組織	4市町村の消防団組織と階級に違いがあります。	合併時、消防団は新市の区域を管轄し、分団・部及び班をもって組織し、1団とします。なお、幹部の任期は2年です。	・名称は佐久市消防団とします。 ・階級は消防組織法に基づき7階級とします。（団長、副団長、分団長・副分団長・部長・班長・団員） ・組織は団長1人、副団長7人、分団・部・班とします。（副分団長：佐久市2人、臼田町2人、浅科村1人、御代田町2人） ・本部にラッパ隊及び音楽隊を置きます。 ・幹部は班長以上とします。 ・幹部の任期は2年としますが、重任は妨げません。 ・新消防団の組織体系については、合併までに団と協議の上決定していきます。
	【臼田町の現況】 幹 部 団 長 1人 副団長 4人 分団長 5人 本部長 1人 副分団長 14人 班 長 46人 ラッパ長 1人		
消防団員数	新市における団員定数を定める必要があります。	合併までに、各市町村が定数の見直しを行い、合併時に引き継ぎます。	消防団員の定数について ・佐久市は定数の見直しを行っており、平成14年度、平成15年度の2年間で約15%の削減を行い、合併時までに約190人の削減を目安としています。 ・臼田町は、2年間に定数345人を300人に削減しました。 ・浅科村も定数削減の計画があります。 ・御代田町は3年前に400人を350人に削減しました。 ・合併後も類似団体や地域の実情を考慮し、団と協議を重ねながら、団員定数の見直しを図っていきます。
	【4市町村の現況】 佐久市 1,186人 臼田町 300人 浅科村 254人 御代田町 350人 合計 2,090人		
国民健康保険 高額医療費 資金貸付事業	4市町村とも実施していますが、御代田町の貸付額に違いがあります。また、臼田町・御代田町については、対象者を限定せず運用で国保加入者としています。	合併時、貸付額を高額医療費給付見込額の90%に相当する額とし、対象者を国保加入者に限定の上実施します。また、貸付基金は廃止します。	【概要】 国民健康保険加入者が、高額療養費の支給に係る療養に要する費用を支払うために必要な資金の貸付です。 【貸付対象者】 佐久市・浅科村の例によります。 【貸付額】 高額療養費支給見込み額の90%に相当する金額です。 【その他】 佐久市・浅科村・御代田町の基金の扱いについては、国保会計内で対応できることから、廃止します。
	【臼田町の現況】 ○臼田町高額療養費つなぎ資金貸付事業 ・目的 高額医療費の支払いが困難な世帯に対し、高額療養費つなぎ資金の貸付を行い、町民福祉の向上と生活の安定を図ります。 ・貸付対象者 ①町内に住所を有し、3カ月以上居住している方。 ②その他町長が認める方。 ・貸付金額、期間等 ①貸付金額は、1カ月高額療養費相当額の90%以内とします。 ②貸付の期間は3カ月以内とし、無利子とする。		

調 整 前		調整案	調整案の詳細
事業名称	問題点		
国民健康保険税の賦課	4市町村とも実施していますが、税率・納期に違いがあります。	合併時、佐久市の例によります。なお、新市において速やかに税率の見直しを行います。	具体的な手順、様式等については、佐久市の例を基本に統一します。 【根拠】 ・制度改正に伴う保険給付の伸び方が見込めないため、「国保に要する費用」（歳出）の額の算定が現時点では困難です。 ・新市における住民の負担は、「一体性確保の原則」や「負担公平の原則」からみて、均一である方が望ましいからです。
	【臼田町の現況】（ ）内は佐久市の現況 税 率 区 分 医療保険分 介護保険分 所得割額 5.7% (6.1%) 0.7% (0.9%) 資産割額 38% (16%) 6% (3%) 被保険者均等割額 25,000 円 5,500 円 (16,000 円) (3,400 円) 世帯別平等割額 25,000 円 3,700 円 (18,000 円) (3,600 円) 課税限度額 53万円 7万円 (53万円) (7万円) 軽減対象者最低額 15,000 円 2,700 円 (13,600 円) (2,800 円)		
戦傷病者・戦没者遺族支援事業	4市町村が事業を実施していますが、追悼式の開催回数・実施主体に違いがあります。	合併時、地域の実情を勘案し、新市において一本化した追悼式を実施します。	【概要】 ・戦傷病者補装具の給付申請手続きの窓口 ・戦没者遺族への支援 （補助金交付、特別弔慰金等の相談請求事務、戦没者追悼式） ・傷痍軍人会への補助金交付、事務局担当
	【臼田町の現況】 ○戦傷病者補装具給付関係 ・県への申請手続きの窓口を行っています。 ○戦没者遺族への支援 特別弔慰金・特別給付金等受給者への相談・請求事務手続きを行っています。 ○臼田町遺族会への補助金交付 社協が町から補助を受け、上乗せして補助しています。 ○戦没者追悼式 社協主催で、年1回実施しています。		
徘徊高齢者家族支援サービス事業補助金	佐久市・浅科村で実施していますが、実施方法に違いがあります。	合併時、初期費用の1／3を限度として補助します。	【概要】 徘徊のある在宅痴呆性高齢者の介護者が、位置を検索できるシステム（GPS）を導入する場合に、導入時の加入料及び機器代の一部を補助し、介護にかかる手間とストレスを軽減するとともに、痴呆高齢者の事故の防止を図り、安全を確保します。 【補助対象者】 徘徊のある在宅痴呆性高齢者を介護している方が対象です。 【補助額】 システム利用にあたり、初期費用（加入料及び機器代）の1／3を限度に補助します。月々のリース料や機器の維持費・更新費は本人負担とします。 【その他】 国県補助対象事業 補助率3／4

調 整 前		調整案	調整案の詳細
事業名称	問題点		
臼田町有機農業研究協議会	臼田町が単独で組織しています。	合併時、新市において組織します。	安全、安心な農作物に対する消費者の関心が高まる中で、化学肥料や農薬をできるかぎり減らし、堆肥をはじめとする有機質を使い、安心して食べられる農作物の栽培が広く求められており、こうした栽培方法は環境への負荷を小さくし、人への健康に配慮されていることから、今後さらに普及拡大することが重要であると考えられます。
	【臼田町の現況】 臼田町有機農業研究協議会は、昭和55年佐久総合病院、農協、町の三者により設立され、安全、安心な農作物により、健康な食文化を興すことを目的に活動しています。 佐久総合病院に付属する農村保健研修センターの実験農場を主な研究圃場に、町堆肥製産センターの堆肥の有効利用や、有機農業の実践、普及、佐久総合病院看護専門学校学生の農場実習などを行うと共に、有機栽培による野菜等の直売も町内4カ所で行っています。		
臼田町有機農産物認証委員会	臼田町が単独で組織しています。	合併時、新市において組織します。	AS法の改正により、市町村独自の認証制度による「有機」の表示はできませんが、有機栽培による農作物を委員会において認証することは安全な食物に対する意識の高揚と農作物に対する付加価値につながることから、合併時、新市に引継ぐこととしますが、JAS法の有機認証制度も視野に入れながら3年を目途に見直しをしていきます。
	【臼田町の現況】 概要：臼田町有機農産物認証委員会は、有機農業研究協議会に付随する組織として、平成11年に設立され、安全安心な農産物に対する関心が高まる中、有機栽培による農作物を認証することにより、農作物に対する意識の高揚と健康で安全な食物を生産する町として、生産者と消費者の連携を強め、さらに農産物に対する付加価値によりブランド化と町おこしを図ることを目的としています。 認証するにあたっては、佐久総合病院付属の農村医学研究所により、残留農薬、土壌の検査を、またJA佐久浅間において書類審査、現地調査を実施し認証される仕組みになっています。 現在、認証している農作物は米のみで、平成13年度の実績は、農家数19戸、643俵が認証されました。		

日 時 8月11日（月）

午前10時から

場 所 佐久市役所

大会議室（8階）

傍聴定員は20人で、傍聴を希望される方は会議開催時刻の15分前から先着順に傍聴証が交付されます。ただし、傍聴希望者が会議開催時刻の15分前に定員数を越えるときは、くじ引きにより傍聴人が決定されます。なお、定員からもれた方は別室のモニターで会議の様子をご覧になれます。

現在、新市建設計画構想策定委員会で検討協議を進めている新市建設計画構想原案が、5月30日の第9回任意合併協議会に中間報告されました。

合併後の新市の人口は約10万人で、推計では平成37年には新市の人口は11万人になるとされています。

また、構想原案では、新市建設の「基本理念」・「まちづくりの目標」と共に、人材育成・まちづくり・文化・産業等における市民生活の基盤づくりのための主要プロジェクトが計画されています。

なお、詳しくは「協議会だより8号」に掲載してありますのでご覧ください。

この中間報告された構想原案は、検討協議を継続していますので、町の皆様のご意見をお寄せください。

お問い合わせ先 任意合併協議会事務局（佐久市役所3F）
 電話62-2111（内線374）
 臼田町役場 企画調整課